

7月は障害基礎年金の現況届提出月です!

(対象者) 障害基礎年金の受給者で

○ 20歳前に初診日のある障がいにより年金を受けている人

(年金証書の年金コード上2桁が63の人) 例 年金コード「6350」

○ 旧国民年金法による障害福祉年金からの移行(裁定替え)により年金を受けている人

(年金証書の年金コード上2桁が26の人) 例 年金コード「2650」

対象となる人には、お住まいを管轄する年金事務所から7月上旬までに「現況届」が送付されますので、必要事項を記入し、7月末日までに市民課または各総合支所民生課市民課係窓口へ提出してください。なお、現況届に併せて診断書を提出しなければならない場合には、現況届欄のある診断書が送られてきますので、医師に記入してもらい期限までに提出してください。

疾病によっては、レントゲンフィルムや心電図などの添付を必要とすることがあります。

上記の年金を受け始めてから1年以内の人、年金が全額支給停止となっている人、および障害基礎年金の額が障がいの程度が変わったことにより改定されてから1年以内の人は、現況届を提出する必要はありませんので、現況届は送付されません。

自分で記入できないため、親族など代理の人が記入する場合は、受給権者の欄などをもれなく記入し、「代理人署名欄」に代筆者の氏名・住所を記入してください。

※住民基本台帳ネットワークにより現況が確認された人についても「所得状況届」が送付されるので、同様に提出が必要です。



国民年金基金に加入して年金を増やしませんか!

国民年金第1号被保険者の老齢基礎年金に、さらに上乗せできる公的な個人年金制度として「国民年金基金」があります。

メリット

- ・ 加入時の掛金は60歳まで変わりません。
- ・ 経済状況に応じて途中での口数の増減もできます。
- ・ 掛金は全額、社会保険料控除の対象となりますので、確定申告により税金が軽減されます。
- ・ 加入時に将来の年金額がわかります。
- ・ 年金は終身年金が基本ですので、一生涯受給できます。
- ・ 受け取る年金は公的年金控除の対象となります。
- ・ 万が一のときには、遺族一時金が支給されます。(B型は除く)

受け取る年金月額

加入するときの年齢	1口目の年金月額	2口目以降の年金月額
20歳0月から35歳0月まで	20,000円	10,000円
35歳1月から45歳0月まで	15,000円	5,000円
45歳1月から50歳0月まで	10,000円	

※1口目(終身年金)の年金月額は、A型、B型ともに同額です。

※2口目以降の年金月額に口数を乗じた額が1口目の年金に加算されます。

※50歳1月以降に加入する人の年金額は、加入時年齢(月単位)によって異なります。

7種類の給付の型をご自分の将来設計に合わせて加入できます。

老齢基礎年金は繰り上げ受給を除き65歳から受給開始となりますが、国民年金基金の2口目には、60歳から受給できる年金が3種類あります。

加入する型	受取り期間	保証期間	遺族一時金
1口目	A型 65歳から一生涯	80歳まで15年間	あり
	B型 65歳から一生涯	保証期間なし	なし
2口目以降	A型 65歳から一生涯	80歳まで15年間	あり
	B型 65歳から一生涯	保証期間なし	なし
	I型 65歳～80歳	80歳まで15年間	あり
	II型 65歳～75歳	75歳まで10年間	あり
	III型 60歳～75歳	75歳まで15年間	あり
IV型 60歳～70歳	70歳まで10年間	あり	
V型 60歳～65歳	65歳まで5年間	あり	

※50歳1月以降に加入する人は、IV型およびV型には加入できません。

※詳しくは熊本県国民年金基金までお問い合わせください。

問い合わせ先 熊本県国民年金基金 ☎096 (387) 2220

普通交付税のはなし

菊池市の一般会計収入の約3割を占めている普通交付税について説明します。
(広報きくち5月号参照)



市町村合併が行われた市町村は、さまざまな経費の節約が可能になるので、交付税額も減少するものと考えられます。しかしながら、この経費の節減は、合併直後からできるものばかりではないので、財政支援として合併後10年間は、旧市町村が存在するものとみなして、合算額を下回らないように交付されます。これは優遇措置であり、その「差額」は、各年度で約14億円から17億円あります。(表1参照)

合併の財政支援はどうなってるの?

全国どこに住んでいても一定水準の行政サービスを受けられるように、市町村間の税収格差を調整するように国から交付されるものです。この交付税は国が徴収した国税5税(所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税)の一部で賄われ、一定の合理的な基準で国から市町村へ再配分されます。

普通交付税とは

表1

合併算定替	一本算定	優遇措置の差額	
		年次	差額(億円)
旧A 旧B 旧C 旧D	新A市	H17	14.1
		H18	14.1
		H19	14.7
		H20	15.5
		H21	15.4
		H22	16.9

合併10年後はどうなるの?

合併後10年を過ぎた平成27年度から段階的に5年間かけてその差額が縮減され、平成32年度には終了します。(表2参照)
※普通交付税額は、毎年算出されるものであり、「一本算定額」も上乗せされる「差額」も毎年変わります。

まとめ

本市の歳入の多くは、普通交付税に依存している状況のため、この削減は市民生活に影響を与える可能性があります。これまで将来的な財政の健全性を確保するため、事務費や人件費などを中心に削減を行ってきました。優遇措置が終了した平成32年度以降も、これまでどおり市民サービスの質と満足度を高めていきます。

表2

